

平成 22 年度決算における 健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

【健全化判断比率】

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| — | — | 12.7% | 109.9% |

◎ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す指数で、正の数値は、赤字の割合を示します。実質赤字がない場合は、「—」が表示されます。

(早期健全化基準) 11.25% (財政再生基準) 20.00%

◎ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を示す指数で、正の数値は、赤字の割合を示します。実質赤字がない場合は、「—」が表示されます。

(早期健全化基準) 16.25% (財政再生基準) 30.00%※

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準が設けられております。

(H20 決算:40.00% → H21 決算:40.00% → H22 決算:35.00% → H23 決算:30.00%)

◎ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す指数で、平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、元利償還金の水準を計る指標として実質公債費比率が用いられていますが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、算定方式が一部変更されています。

(早期健全化基準) 25.00% (財政再生基準) 35.00%

なお、この指標が18%以上の団体については、引き続き起債を起こす場合総務大臣の許可が必要となります。

◎ 将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方公社や第三セクター等の負債を含む）の標準財政規模に対する比率を示す指数で、ストック（負債等）の状況を表しています。

(早期健全化基準) 400.00%

【資金不足比率】

| 水道事業会計 | 病院事業会計 | 下水道事業会計 | 簡易水道事業会計 | 清掃工場発電事業会計 | 中央卸売市場事業会計 | 農業集落排水事業会計 |
|--------|--------|---------|----------|------------|------------|------------|
| — | — | — | — | — | — | — |

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示す指数で、資金不足がない場合は、「—」が表示されます。

(経営健全化基準) 20.00%